3）業務実施体制に関する要件　参加表明書に示される業務実施体制に関し、次の事項に該当しないこと。

①　再委託の内容が、主たる部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分並びに主たる分担業務分野（総合分野）のうち、積算に関する業務を除く業務）の場合。

②　建設工事に係る一般競争（指名競争）参加資格認定を受けている企業、あるいは建築・電気設備・機械設備等工事施工業者等に再委託する事により、特定の企業・個人に不当な利益を与え、又は不利益を及ぼすと想定される場合。

③　業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合。

④　管理技術者及び主たる分担業務分野（総合分野）の主任担当技術者が、参加表明者及び企画提案書の提出者の組織に所属していない場合。(管理技術者及び主たる分担業務分野（総合分野）の主任担当技術者が、参加表明者及び企画提案書の提出者と直接かつ恒常的な雇用関係がない場合。)

⑤　管理技術者及び記載を求める各主任担当技術者（総合、構造、電気設備、機械設備）が、それぞれ１名となっていない場合。

⑥　管理技術者が記載を求める各主任担当技術者を兼任している場合。また、記載を求める主任担当技術者が記載を求める他の分担業務分野の主任担当技術者を兼任している場合。

⑦　構造分野、電気分野、機械分野において、応募者の提出者又は再委託先の協力事務所が、他の応募者の提出者の協力事務所となっている場合。

⑧　再委託先である協力事務所が中部地方整備局の建築関係建設コンサルタント業務等一般競争（指名競争）参加資格者である場合には、当該協力事務所が指名停止期間中である場合。設計共同体の場合は以下を満たしていること。

・設計共同体は、各構成員が優れた技術を有する分野を分担するものとし、必要以上に細分化しないこと。

・管理技術者は、設計共同体の代表者に所属していること。

・一の分担業務分野を複数の構成員が共同して実施しないこと。

・一の構成員が新たに設定した分担業務分野のみを担当する場合は、当該分野の主任担当技術者が当該分野における業務実績を有していること。

4）配置予定管理技術者の資格に関する要件

配置予定管理技術者については、一級建築士であり、参加表明書及び企画提案書提出時点において建築士法第22条の２に定める期間内に同条に定める定期講習を受講していること（ただし、建築士法施行規則第17条の37第１項１一級建築士定期講習の項イに該当する場合を除く。）。

※配置予定管理技術者が保有する資格について、合格証明書等の写しを提出すること。

併せて、建築士定期講習の受講等の確認方法として、下記のものを添付する。

・建築士法施行規則「第17条の36」「第17条の37第１項１一級建築士定期講習の項ロ、ハ（同条第２項及び第３項において準用する場合を含む。）」の場合。最後に受講した定期講習の修了証の写しまたは日本建築士会連合会等の発行する「建築士登録内容」の写し。ただし、参加表明書等の提出期限において、定期講習の受講年月日から起算してその翌年度開始日から３年以内であるものとする。

・建築士法施行規則「第17条の37第１項１一級建築士定期講習の項イ（同条第２項及び第３項において準用する場合を含む。）」の場合。

・合格証書の写しまたは日本建築士会連合会等の発行する「建築士登録内容」の写し。ただし、参加表明書等の提出期限において、建築士試験の合格年月日から起算してその翌年度開始日から３年以内であるものとする。

5）配置予定管理技術者等の業務実績に関する要件

①　配置予定管理技術者及び各主任担当技術者は、平成19年度以降に完了した以下に示す同種または類似業務において実施した１件の実績を有さなければならない。ただし、業務の実績のうち、契約金額が500万円未満業務成績の相互利用機関と適用対象（別表―２）に基づく業務成績が付されている場合、60点未満の場合は実績として認めない。

また、国土交通省（※）が発注した業務のうち、平成19年４月１日から公告日現在までに、管理技術者として従事した建築関係コンサルタントに係る業務成績において、60点未満の業務成績が複数あるものは配置できない。なお、照査技術者としての実績は認めない。

同種業務：庁舎、事務所又は類似施設で鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造あるいは鉄骨造の地上３階建て以上地下１階以上かつ延べ面積3,000㎡以上の新築又は増築の設計業務

類似業務：庁舎、事務所又は類似施設で鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造あるいは鉄骨造の地上２階建て以上かつ延べ面積1,500㎡以上の新築又は増築の設計業務

※次の発注機関とする。　大臣官房官庁営繕部、地方整備局営繕部、地方整備局営繕事務所、北海道開発局営繕部、地方整備局河川部・地方整備局道路部、地方整備局河川国道事務所等（但し、河川、道路、公園事業に係る営繕に限る）、北海道開発局開発建設部（但し、治水、道路、港湾整備、水産基盤整備、農業農村整備、空港整備及び国営公園整備事業に係る営繕に限る）

②　参加表明書等の提出日において、管理技術者及び主たる分担業務分野（総合分野）の主任担当技術者は、参加表明者及び企画提案書の提出者と直接かつ恒常的な雇用関係があるものであること。

※直接かつ恒常的な雇用関係の確認方法として、下記のものを添付する。

・直接かつ恒常的な雇用関係とは、配置予定技術者が直接かつ恒常的な雇用関係があることが証明できる資料（雇用保険に加入している場合は雇用保険証の写し、あるいは、事業所名称の記載されている健康保険被保険者証の写し）の提出により証明ができる者をいう。なお、代表取締役等の社内関係者等による雇用証明・就業証明・所属証明等は不可とする。但し、健康保険法の改正による、事業所名称の記載が省略された健康保険被保険者証の写しと雇用保険に加入している場合における旧雇用保険証（事業者の記載がない）写しの両方を同時提出する場合に限り、代表取締役等の社内関係者等による雇用証明・就業証明・所属証明等を合わせた提出は可とする。

6）手持ち業務量に関する要件

①　平成29年８月９日現在における配置予定管理技術者の全ての手持ち業務（本業務は含まない。特定後未契約のものを含む。）は５件以下、主任担当技術者は３件以下であること。なお、手持ち業務とは管理技術者、担当技術者として従事している、契約金額が500万円以上の業務（設計その２業務（設計意図伝達業務）、耐震診断業務は除く。）をいう。

ただし、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等（港湾空港関係及び土木工事に係るものを除く。）において、予決令85条に基づく調査基準価格を下回る場合で契約がなされた業務を手持ち業務として有する場合には、手持ち業務の件数が３件以下である者でなければならない。

②　本業務の履行期間中は配置予定管理技術者等の手持ち業務量が①に示す件数を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不適当と認められる場合には、当該配置予定管理技術者等を、以下の⑴から⑷までのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

⑴　当該配置予定管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者